

令和5年2月14日

少年事件記録の保存・廃棄について

弁護士 金 矢 拓

1 弁護士付添人として

- ・ 個別事件・当該少年の付添人としては、少年自身のための利用が終わった記録は早々に廃棄されるべきという考える者が多い

なお、少年事件記録の1項特別保存に関しては、刑事確定訴訟記録の再審保存記録の保存よりも権利保護が薄いことに留意が必要

- ・ 少年事件に関わった法律家としては、法制度の発展に、記録の原典が果たす役割・意義についても理解
- ・ いずれにしても、一度廃棄されてしまった記録は、将来いかなる事情が発生しても、二度と検証・調査・研究の対象とすることはできず、今回明らかになった2項特別保存の対象と考えられる記録の廃棄は、取り返しがつかない事態
- ・ 記録の保存を議論するのであれば、その意義、とりわけ利用についても検討すべき

2 少年事件の記録の性質

- ・ 少年審判は非公開（少年法22条2項）
- ・ 記録にも閲覧制限（少年審判規則7条）
- ・ 少年審判の審判対象である要保護性審理のためには、少年の性格、全生活史のみならず、その家族のプライバシーに関わる事項（少年本人も知らない情報、典型的には少年に知らせていない親族関係や出生の秘密を含む）も詳細に明ら

かにする必要

- ・ 少年，保護者，関係者から情報を得るために，手続の秘密性は不可欠
- ・ 法律記録については，全記録送致主義が採用され，刑事裁判のように選別されていない

3 少年事件記録の利用について

- ・ 少年審判の目的と結びつく少年事件記録の性質を変容させる利用は，厳に慎むべき
- ・ 事件記録の保存の意義も，多面的で想定される利用の在り方も多様
- ・ 「事件記録等保存規程の運用について」に基づき2項特別保存がされるべきとされている少年事件記録は，審理過程において生じる困難な問題や法改正の要否・当否，被害者等に対する支援の方策を検証・検討する手がかりとして重要な意義も持つと理解
- ・ 上記のような検証・調査・研究にあたっては，少年事件記録の性質を踏まえた秘密保持を前提に，多様性のある視点で実施を
- ・ 社会に大きな影響・衝撃を与えた事件の歴史的記録という点では，保存の意義の一方，少なくとも一定長期間の閲覧制限必要では

4 少年審判の非公開を補完するもの

- ・ なお，少年審判が非公開で，記録も閲覧に制限があることで，少年審判が果たす役割に対する理解が深まらない面があるが，少年事件記録の利用・閲覧とは別の問題
- ・ 模擬審判の映像，模擬記録の作成などで，理解を深める努力の必要性